

らぬ勢ひなれば、天智天皇の御代に、諸氏の内にて、宗長たる者を氏上として、其一族を掌らしむること出来にけり。○註 天智紀三年春二月己卯丁亥、天皇命大皇弟、宣增、換冠位階名、及氏上民部家部等事云々。○略 中とある其證なり、この後引續き、その御さたどもありしとおもはれて、○中 天武の御代までも、なほ氏上の事、かくの如く次々にさたありけり。○註 さるは氏族の事は、いみじく重きゆゑありて、允恭天皇の御代に、探湯ウカガチをさへ行はせたまへる如く、紛亂やすき事どもおほかれれば、氏上なくては、族中の庶事治めがたきに依てなりけり。

大小氏上

〔日本書紀二十七〕三年二月丁亥、宣略 中 氏上民部家部等事。○略 中 其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀。

〔日本書紀二十九〕十一年十二月壬戌詔曰、諸氏人等、各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、并申送於宮司。

〔姓序考〕氏上

持統朝廷八年春正月乙酉朔丙戌、布施朝臣御主人云々、大伴宿禰御行云々、並爲氏上とあるは、大氏の氏上なり、天武朝廷五年六月、物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年、從車駕入東國、以有大功、降恩贈内大紫位、因賜氏上とあるは、小氏の氏上なり、物部連雄君は、自是以前の紀には、舍人朴井連雄君とみえしにて、こは物部朴井連後云に物部樺井連と云に同氏なりなれば、物部の別家なり、

〔職原抄下〕凡稱氏長者、王氏源氏藤氏橘氏有此號、王氏者、往古之例、親王爲其長、近代爲王氏之者、第一稱之、

王氏長者
王氏是定

〔標註職原抄下〕王氏者云々、西宮記に定王氏爵事、一親王依宣旨定之とあり、これ往古の例也、玉葉治承四年四年 正月の件に、王氏爵事、往昔第一親王舉之、中古以來諸王之中、爲長者之者、舉之、年來神祇伯顯廣王所舉也、これ此抄に近代といへるに當る、